

# 島根県青少年芸術文化表彰要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、島根県各種功労者表彰規程(昭和28年島根県告示第490号、以下「規程」という。)第8条の規定に基づき、本県の芸術文化の発展向上に関し功績顕著で、今後一層の活躍が期待される青少年及びその指導者を表彰するために必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 芸術文化の分野における全国規模の大会(学校等での教育の一環としてなされたものに限る。)のうち別表に掲げる大会において最優秀に相当する賞又はそれに次ぐ賞に相当する賞を受賞したもの。
- (2) 前号に規定する大会に準ずると認められる大会において最優秀に相当する賞又はそれに次ぐ賞に相当する賞を受賞したもの。
- (3) 永年、卓越した指導力により本県の芸術文化の発展及び普及に努め、その功績が顕著であると認められるもの。

## (表彰状の授与等)

第3条 表彰状に併せて記念品を贈呈するものとする。

2 表彰は、随時行うものとする。

3 同一のものへの表彰は、年度中1回限りとする。

4 前条第3号の規定に該当するもので同一のものへの表彰は、前項の規定にかかわらず10年に1回とする。

附 則

この要綱は、平成16年10月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年11月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## 付記 解釈

1. 第2条第1号中の「(学校等での教育の一環としてなされたものに限る。)」について  
今後一層の活躍が期待されるものを表彰する趣旨から、小学生、中学生、高校生を対象とした大会に限るものであること。
2. 第2条第1号・第2号中の「最優秀に相当する賞又はそれに次ぐ賞に相当する賞」について  
最優秀に相当する賞が複数の者(団体)に授与される大会にあっては、原則として、最優秀に次ぐ賞に相当する賞の受賞者(団体)については表彰しないものであること。
3. 第2条第2号中の「準ずると認められる大会」について  
様々な分野の多種多様な大会の開催に対応する規定であり、申請のあった時点において具体的に検討するが、開催の目的が表彰規程及び表彰要綱の趣旨に合致しているか等について、総合的に判断するものであること。また、書類を提出する際は、別表に掲げる大会に準ずると認められるような根拠となる資料(別紙様式2)を作成すること。

4. 第2条第3号により表彰する者について  
次の各号の全てに該当する者とする。
- 要件 (1) 10年以上連続しての活動歴があること。  
ただし、学校教育の一環としてなされたものを除く。
- (2) 過去10年間に於いて、直接指導した者(団体)が、別表中の大会及び別表中の大会に準ずると認められる大会において顕著な成績を収めた年が2年以上あること。
- (3) 過去10年間の活動歴が明白なこと。
- (4) 過去10年間に於いて、候補者自身又は関係する法人について犯歴がないこと。
- (5) 候補者自身又は関係する法人について、警察官もしくは検察官による取調を受けてその処分が未定の場合又は刑事訴訟継続中でないこと。
- (6) 過去10年間の活動中、直接指導した者又は団体に事故が無かったこと。
- (7) その他、県民感情に則し問題の無いこと。
5. 第2条第1号又は第2号に該当する児童生徒の表彰のため、当該校長は推薦書(別紙様式1)に大会の入賞を証する書類(写)を添えて、教育長に提出する。ただし、市町村立の学校に於ては所管する教育委員会を経由して提出することとする。

## 島根県青少年芸術文化表彰 別表（第2条第1号関係）

1. 要綱に掲げる大会について、解釈2の適用は次のとおりとする。

区分	対象となる大会	賞位		
全国大会 (小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)	全日本吹奏楽コンクール	金賞		
	全日本アンサンブルコンテスト	金賞		
	全日本マーチングコンテスト	金賞		
	全日本合唱コンクール全国大会	金賞		
	NHK全国学校音楽コンクール	金賞	銀賞	
	青少年読書感想文全国コンクール	内閣総理大臣賞	文部科学大臣奨励賞	
	統計グラフ全国コンクール	特選		
	全国特別支援学校文化祭	文化連盟会長賞	りそな銀行賞	
小学校全国大会	全日本小学校バンドフェスティバル	金賞		
中学校全国大会	少年の主張全国大会	内閣総理大臣賞	文部科学大臣賞	
	高円宮杯全日本中学校英語弁論大会	第1位	第2位	
	全国中学生創造ものづくり教育フェア	文部科学大臣奨励賞	厚生労働大臣賞	
	NHK杯全国中学校放送コンテスト	最優秀賞	優秀賞	
中学校・高等学校全国大会	日本学生科学賞	内閣総理大臣賞	文部科学大臣賞	
高等学校全国大会	全国高等学校文芸コンクール	文部科学大臣賞	読売新聞社賞	
	全国高等学校小倉百人一首かるた選手権大会	優勝	準優勝	
	文部科学大臣杯全国高校囲碁選手権大会	優勝	準優勝	
	NHK杯全国高校放送コンテスト	優勝	準優勝	
	全国高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会	文部科学大臣賞		
総合文化祭	全国高等学校総合文化祭			
	右記の部門に限る	演劇部門大会	文部科学大臣賞	文化庁長官賞
		日本音楽部門大会	文部科学大臣賞	文化庁長官賞
		郷土芸能部門大会	文部科学大臣賞	文化庁長官賞
		書道部門大会	文部科学大臣賞	文化庁長官賞
		写真部門大会	文部科学大臣賞	文化庁長官賞
		新聞部門大会	最優秀賞	
		将棋部門大会	文部科学大臣賞	文化庁長官賞
		弁論部門大会	文部科学大臣賞	文化庁長官賞
		囲碁部門大会	文部科学大臣賞	文化庁長官賞
		放送部門大会	文部科学大臣賞	文化庁長官賞
		小倉百人一首かるた部門大会	文部科学大臣賞	文化庁長官賞
		小倉百人一首かるた部門大会(読手コンクールの部)	最優秀賞	
		自然科学部門大会	文部科学大臣賞	文化庁長官賞

2. 要綱第2条に係る付記解釈の4. 要件(1)(2)の適用は、次のとおりとする。

学校に所属しない者が、当該学校の教育活動の補助として10年以上連続して指導し、要綱別表中の大会において顕著な成績を収めた年が2年以上ある場合、表彰対象とする。

### 附則

この別表は、平成21年10月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この別表は、令和2年10月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この別表は、令和3年11月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。